

報 道 発 表

平成 31 年 3 月 6 日

財 務 省

個人向け国債の発行条件等

「個人向け利付国庫債券（変動 10 年）」の第 108 回債、「個人向け利付国庫債券（固定 5 年）」の第 96 回債及び「個人向け利付国庫債券（固定 3 年）」の第 106 回債の発行条件等は下記のとおりです。

記

	変動 10 年 第 108 回債	固定 5 年 第 96 回債	固定 3 年 第 106 回債
利率	<p><u>初回の利子の適用利率</u> <u>年率 0.05%</u> (税引後 0.0398425%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用利率は「基準金利×0.66(但し、下限は 0.05%)」として算出されます。 ・初回の利子の基準金利は、前営業日の 10 年固定利付国債の入札結果から算出された金利 0.00%です。利率は、これに 0.66 を掛けると 0.05%を下回るため 0.05%となります。 ・適用利率は半年毎に見直されます。 	<p><u>年率 0.05%</u> (税引後 0.0398425%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率は「基準金利-0.05% (但し、下限は 0.05%)」として算出されます。 ・基準金利は、前営業日の市場実勢利回りを基に計算した期間 5 年の固定利付国債の想定利回り-0.14%です。利率は、これから 0.05%を差し引くと 0.05%を下回るため 0.05%となります。 ・利率は満期まで変わりません。 	<p><u>年率 0.05%</u> (税引後 0.0398425%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率は「基準金利-0.03% (但し、下限は 0.05%)」として算出されます。 ・基準金利は、前営業日の市場実勢利回りを基に計算した期間 3 年の固定利付国債の想定利回り-0.15%です。利率は、これから 0.03%を差し引くと 0.05%を下回るため 0.05%となります。 ・利率は満期まで変わりません。
募集期間	平成 31 年 3 月 7 日～平成 31 年 3 月 29 日		
発行日	平成 31 年 4 月 15 日		
利払日	毎年 4 月 15 日及び 10 月 15 日 (年 2 回)		
償還期限	平成 41 年 4 月 15 日	平成 36 年 4 月 15 日	平成 34 年 4 月 15 日
募集の価格	額面金額 100 円につき 100 円		
償還金額	額面金額 100 円につき 100 円		
中途換金	第 2 期利子支払日 (発行から 1 年経過) 以後であれば、いつでも中途換金可能です (直前 2 回分の各利子 (税引前) 相当額×0.79685 の中途換金調整額が差し引かれます)。		
中途換金の特例	この国債を購入された後、保有者がお亡くなりになった場合又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、上記利子支払日前であっても中途換金することが可能です。		
取扱機関	金融機関 (証券会社及び銀行等 1017 機関)		

【連絡・問い合わせ先】

財務省理財局国債業務課 個人国債係

電話 (代表) 03 (3581) 4111 (内線 5929)